実施機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百六十一号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十月二十三日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。

区域　若狭湾北方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四、三八四メートルまでの間

(ア)　北緯三九度二七分一〇秒　東経一三六度〇九分四九秒
(イ)　北緯三七度一四分一一秒　東経一三六度〇九分四九秒
(ウ)　北緯三六度三三分一一秒　東経一三四度四四分五〇秒
(エ)　北緯三七度四〇分一〇秒　東経一三三度二四分五〇秒
(オ)　北緯三八度三三分一〇秒　東経一三四度〇一分五〇秒

実施機
その他　一　射爆撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百六十三号

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十月二十三日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　百里沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間

(ア)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度二〇分四八秒
(イ)　北緯三六度三八分三六秒　東経一四一度二〇分四八秒
(ウ)　北緯三六度四〇分四三秒　東経一四二度一三分四七秒
(エ)　北緯三六度〇九分五九秒　東経一四一度五九分五二秒
(オ)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度四六分〇四秒

実施機
その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百六十四号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十月二十三日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

実施機
その他

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒
(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度三二分四七秒
(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

航空機
一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○中部地方整備局告示第七十号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、令和八年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

令和八年十月二十三日

中部地方整備局長　西村　拓

認定更新番号表

（令和８年10月１日）

製造業者名	更新前の認定番号	更新後の認定番号
大家産業㈱ 代表取締役　木村　雄三 ダイエー浄化槽　ＦＤＲ５型 〃　ＦＤＲ７型 〃　ＦＤＲ10型	5—21K—H—003 〃　—1 〃　—2	5—26K—H—003 〃　—1 〃　—2
ダイエー浄化槽 ＦＣＡ51～280Ｊ１型	5—22—H—001	5—26K—H—004
フジクリーン㈱ 代表取締役社長　後藤　雅司 フジクリーン　ＣＥＮ—５型 〃　ＣＥＮ—７型 〃　ＣＥＮ—10型	5—21K—H—004 〃　—1 〃　—2	5—26K—H—005 〃　—1 〃　—2
フジクリーン　ＣＲＸⅡ—５型 〃　ＣＲＸⅡ—７型 〃　ＣＲＸⅡ—10型	5—21K—H—005 〃　—1 〃　—2	5—26K—H—006 〃　—1 〃　—2